



1月・2月の予定



1月

2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4 ①	5 JSK 仕事始め	6	7
8 成人の日	9	10 ②	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22 ③	23	24	25 サロン セミナー	26	27	28
29	30	31 ④⑤				

月	火	水	木	金	土	日
			1 ⑥	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 建国記念 の日
12 振替休日	13 ⑦	14	15	16 サロン セミナー	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 ⑧				

＜1月＞

- ①平成29年10月決算法人の確定申告と納税、平成30年4月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
社会保険料、児童手当拠出金(平成29年11月分)納付期限
(銀行が年末休業のため1月4日まで)
- ②源泉徴収税額、特別徴収税額(12月分)・年末調整の結果による源泉徴収税額納付(1月10日まで)
ふるさと納税「ワンストップ特例申請書」手続き期限
(1月10日必着)
- ③納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額
(平成29年7月～12月分)の納付期限(20日が休日のため
1月22日まで)
- ④各種資料の提出期限
1)給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(⇒所轄税務署)
(1月31日まで)
2)給与支払報告書・特別徴収票(⇒各市町村)(1月31日まで)
3)固定資産税の償却資産申告書(⇒資産所有各市町村)
(1月31日まで)
☆納期が異なるところもあるので注意してください。
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(12月分)納付期限
(1月31日まで)
労働保険料第3期納付(1月31日まで)
※1)平成29年11月決算法人の確定申告と納税、平成30年
5月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)

＜2月＞

- ⑥平成29年分贈与税の申告・納付の開始
(2月1日～3月15日まで)
- ⑦源泉徴収税額、特別徴収税額(1月分)納付
(2月10日が休日のため2月13日まで)
- ⑧社会保険料、児童手当拠出金(1月分)納付期限
(2月28日まで)
※1)平成29年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告・
納税の開始(3月15日まで)
※2)平成29年12月決算法人の確定申告と納税、平成30年
6月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
※3)固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
☆各市町村によって納付期限は異なりますのでご注意ください。

イベント紹介



平成29年12月7日(木)

当社で第30期経営計画発表会を行い、さらにお客様のお役に立つ提案などについて活発な質疑応答がありました。

しょうの
税理士 上能 はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。